

可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画策定等業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和8年6月15日

盛岡広域環境組合管理者 内 舘 茂

1 業務の概要

(1) 名称

可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画策定等業務委託

(2) 目的

八幡平市に設置予定である可燃ごみ中継施設の整備に向けた、諸条件をとりまとめる「可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画」を策定する。また、廃棄物処理法に基づき知事への提出を要する「生活環境影響調査書」の作成及び施設整備予定地の土壌や地下水の汚染リスクを確認するため「地歴及び土壌調査」を行うことを目的とする。

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 委託者

盛岡広域環境組合管理者

(5) 委託期間

契約締結の翌日から令和9年9月30日（木）まで

ただし、地歴及び土壌調査は令和9年3月31日（水）までとする。（施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査は令和8年度から9年度の債務負担行為を設定）

(6) 提案上限額

34,855,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

うち、令和8年度の支払限度額は19,034,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

2 提案者の資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 盛岡市又は八幡平市の競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更

生手続き開始の決定を受けたものを除く。)でないこと。

- (4) 国税、都道府県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、組合を構成する市町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告による入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）に地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する一部事務組合を含む。）が発注する、一般廃棄物（ごみ）の一時貯留及び積替え機能を持った中継施設の整備に関する業務（可燃ごみ中継施設の基本構想又は基本計画の策定、発注図書作成（詳細設計）、施工管理業務の実績）を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- (8) 本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとし、その者の要件は次のとおりとする。なお、各技術者は、提案者と正規雇用関係にあること。
 - ア 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。照査技術者は、管理技術者との兼任は認めない。
 - イ 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（総合技術監理部門－衛生工学又は衛生工学部門の廃棄物分野）の資格を有する者とする。また、平成28年4月1日以降に、一般廃棄物（ごみ）の一時貯留及び積替え機能を持った中継施設の整備に関する業務（可燃ごみ中継施設の基本構想又は基本計画の策定、発注図書作成（詳細設計）、施工管理業務の実績）の実績を1件以上有すること。
 - ウ 担当技術者のうち生活環境影響評価を担当する者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（環境部門－環境影響評価）、技術士（建設部門－建設環境）又はこれらを選択科目とする総合技術監理部門のうちいずれかの資格を有する者とする。また、平成28年4月1日以降に一般廃棄物処理施設整備に係る生活環境影響調査の業務の実績を1件以上有すること。
 - エ 担当技術者のうち地歴及び土壌調査を担当する者は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）に規定する土壌汚染調査技術管理者の資格を有する者とする。

3 担当部署

- (1) 郵便番号 020- 8531

- (2) 住所 盛岡市若園町 2 番18号
- (3) 担当 盛岡広域環境組合 施設課
- (4) 電話番号 019-681-0753 (直通)
- (5) ファックス 019-623-5553
- (6) 電子メール sisetu@morioka-env.jp

4 公募資料等の交付

- (1) 交付期間 公告の日から令和8年7月17日(金)まで
- (2) 交付方法 本組合ホームページからダウンロードすること。

5 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書(様式第9号)に必要事項を記入の上、上記3(6)の電子メールアドレス宛てにワードファイルで送信し提出のこと。また、送信後必ず電話により着信の確認を行うこと。

- (1) 質問受付期間 公告の日から令和8年7月3日(金)17:00まで
- (2) 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、盛岡広域環境組合ホームページへ掲載し、公表するとともに、順次質問者へ回答をメールにて送付する。

6 提出書類及び提出期限等

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月17日(金)17:00まで
- (2) 提出先 上記3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(特定記録郵便又は簡易書留)による提出

※提出期限までに電話により提出書類の到着確認を行うこと。

※送料は提案者の負担とする。

※組合は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。

(4) 参加表明時の提出書類

項番	提出書類	様式	部数
1	参加表明書	様式第1号	1部
2	提案者情報書	様式第2号	1部
3	業務実績書 ※業務実績情報サービス（以下「TECRIS」という。）の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付すること。	様式第3号	1部
4	予定技術者経歴書（管理技術者、担当技術者） ※資格証明書及び技術者が提案者と恒常的な雇用がされていることを確認できる書類（任意様式）を添付すること。	様式第4号 様式第5号	1部
5	提案書（添書）	様式第6号	1部
6	提案書	実施方針及び具体的内容について	6部
7		実施体制について	
8		業務工程表	
9		課題	
10	見積書 ※提案上限額以内の見積金額を記載すること。	任意様式	1部
11	見積内訳書 ※年度ごとに、業務・項目・数量・単価等が分かるように記載すること。	任意様式	
12	質問書	様式第9号	—

(5) 留意事項

ア 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を令和8年7月24日（金）17：00までに下記の電子メールアドレス宛にワードファイルで送信し提出のこと。

イ 電子メール sisetu@morioka-env.jp

7 選定方法

(1) 書類審査

提出された参加表明書等を基に、資格要件の確認を行う。参加意向の申請者が多数の場合は、実施要領の評価基準に基づき、上位5者をヒアリングの対象者として選定する。なお、参加意向の申請者が1者であっても、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、本プロポーザルは実施する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、実施要領に定める評価基準に従い採点を行い、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選定する。ただし、総合評価点が同一の提案者が複数いる場合は、実施要領に定める評価方法により契約候補者を選定する。

8 選定結果の通知

選定結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、盛岡広域環境組合ホームページにおいて公表するものとする。

9 その他

(1) 提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、盛岡広域環境組合の保有する情報の公開に関する条例（令和5年条例第23号）に基づき、開示等を実施する場合がある。

(3) 提出された書類等の内容について、必要に応じ関係機関に照会する場合がある。

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とするとともに、指名停止を行う場合がある。

(5) 詳細は、可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領及び同仕様書によるものとする。